

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第三項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第二十五号（消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目）の一部を次のように改正する。

令和四年九月十四日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後				改正前			
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	第二 講習科目及び講習時間 一 講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。 (一) 特殊消防用設備等の講習区分に係る講習			第二 「同上」 一 「同上」 (一) 「同上」			
	講習科目			講習時間			
	「イ 略」			「略」			
	ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」			
	(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上			
	講習科目			講習時間			
	「イ 略」			「略」			
	ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」			
	(ト) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上			
	(二) 消火設備、警報設備、避難設備及び消火器の講習区分に係る講習			(二) 「同上」			
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 「イ」(一)「(二) 略」			ロ 「同上」 「イ」(一)「(二) 同上」				
(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備等における保安に関する要点			四時間以上				
講習科目			講習時間				
「イ 略」			「略」				
ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等							

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。